

請 願 陳 情 処 理 状 況 報 告 書

(令和7年9月議会提出)

種別・番号 (採択年月日)	件 名	処 理 の 経 過 及 び 結 果
令和7年 陳情第5号 (7.6.24)	公共施設における キッズスペース設 置について	公共施設へのキッズスペース設置について、陳情書に記載の市役所本庁舎への設置について検討を進めるとともに、各コミュニティセンターの現在の利用状況について確認を行ったところである。 【市役所本庁舎について】 市役所本庁舎については、昨年度よりロビーや売店横のフリースペースなどをクーリングシェルターとして開放しており、親子連れの市民の方にも、いつでも気軽に利用していただければと考えている。 また、今回の陳情を受け、令和7年8月に窓口来場者の調査を実施したところ、月に100名を超える乳幼児連れの来客が確認できたことから、来庁者により安心して窓口を利用してもらうための取組として、令和8年度中のキッズスペース設置に向け、設置場所等の具体的な検討を進めていく。 【各コミュニティセンターについて】 市内各コミュニティセンターについては、ロビーやサロンをクーリングシェルターや涼み処として開放しており、普段から小学生が宿題をするために利用するなど、幅広い年齢層に自由に利用いただいている。親子連れの市民の方にも、いつでも気軽に利用していただければと考えている。 キッズスペースの設置については、事故防止の観点から安全な設置場所や見守りの監視員の確保、器具類の衛生管理体制等の諸条件の対応が必要であるが、親子連れの方等が過ごすに当たり不足する設備等の整備については、利用者の利用状況も考慮しながら総合的に検討していく。